

諮問庁：国家公安委員会委員長

諮問日：令和2年5月21日（令和2年（行情）諮問第232号）

答申日：令和2年8月3日（令和2年度（行情）答申第186号）

事件名：桜を見る会に係る特定年度の警護報告書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「内閣総理大臣主催で毎年4月に実施される各界各層で功績・功労のあった方々を各省庁又は国会議員並びに公的機関の推薦に基づき新宿御苑で「桜を見る会」と称して招待し宴を持つ会について平成26、27、28、29、30年度に作成された警護報告書。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年1月22日付け令1国公委情公発第4-2号により、国家公安委員会委員長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

本会は国家行事であり主催ごとに長年に至り、同額の予算が計上されているが、年々その支出額は予算をオーバーして増大しておりその理由の一つとして国会討議で招待者の拡大に比例する警護費用の増加にあると全国的に報道されており、予算外支出に基づく警護報告書は会計法47条①で義務付けられた手続の範囲内であると確認し警護報告書の不存在に疑問を持つも、法令違反を容認し法を遵守した報告書の作成を求めることの審査を請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る行政文書開示請求について

本件審査請求の対象である原処分に係る行政文書開示請求において、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めている。

2 原処分について

処分庁は、本件対象文書については、作成又は取得しておらず、保有していないことから、法9条2項の規定に基づき、不開示とする決定を行い、

行政文書不開示決定通知書（原処分）により，審査請求人に通知した。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は，「警護報告書の不存在に疑問を持つも，法令違反を容認し法を遵守した報告書の作成を求める」旨を主張している。

4 原処分の妥当性について

法9条2項の規定により，行政機関の長は，開示請求に係る行政文書を保有していないときは，不開示決定をすることとされている。

国家公安委員会に保存されている行政文書の検索を行ったところ，本件対象文書については，作成又は取得しておらず，保有していないことが判明したことから，法9条2項の規定に基づき，不開示決定をしたものである。

5 結語

以上のとおり，本件対象文書を保有していないことから不開示とした原処分は，妥当なものである。

よって，諮問庁としては，本件について原処分維持が適当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 令和2年5月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年7月9日 審議
- ④ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものである。

審査請求人は，原処分の取消しを求めており，諮問庁は，本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は，内閣総理大臣主催の「桜を見る会」について，処分庁が作成又は取得した平成26年度ないし平成30年度の警護報告書を求めるものと解した。

イ 国家公安委員会（以下「委員会」という。）の任務及び所掌事務は，警察法（昭和29年法律第162号）5条によりそれぞれ規定されており，同条1項に定める任務を達成するため，委員会は同条5項により「法律の規定に基づきその権限に属させられた事務をつかさどる」こと，また，「同条4項各号に掲げる事務について，警察庁を管理す

る」ことをその所掌事務としている。ここでいう「管理」とは、大綱方針を定め、警察庁を監督することであるとされている。よって、委員会は、法令の規定に基づくものを除けば、警察庁が行う事務を直接的に行うものではなく、通常、個別具体的案件に係る文書を警察庁から取得するようなこともしていない。

ウ 本件対象文書についても、委員会において作成しておらず、警察庁又はその他の省庁等から取得もしていない。

エ 本件審査請求を受け、処分庁において、改めて探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 委員会の任務及び所掌事務にも鑑みれば、委員会において本件対象文書を作成も取得もしていないなどとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、委員会において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、委員会において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久